

知的障害者が安心して暮らせる制度の充実を求める意見書

日本政府は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした障害者の権利に関する条約を批准していますが、批准に先駆けて施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）は、実態にそぐわない不合理な面があることも指摘されています。

知的障害者は、障害の程度を問わず、生涯を通じて24時間切れ目のない支援と見守りを必要としていますが、昼夜の一体的な運営を行う障害者支援施設においては、より豊かな生活を享受できる施設にするとともに、昼夜を通じて適切な支援が可能な職員配置ができるように法制度を整えることが求められています。また、グループホーム等についても同様に充実させるべきです。

次に、知的障害者は、障害支援区分では計り知れない様々な特性があり、障害の程度で支援の量と質を決めるのではなく、心身の状況に合わせて支援を行うべきであり、一人ひとりに寄り添った仕組みに変えるべきです。

さらに、障害福祉サービスの日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが、結果的には事業者の不安定な経営状態を招き、支援の質と量の低下につながっています。また、一般企業と比較して職員の賃金が低く、職員のなり手不足を招く一因ともなっています。このような問題を解決するためにも、恒常的に必要とされる報酬については月額制とし、事業者の経営安定を図り、利用者が安定した支援を受けられるようにするべきです。

また、障害福祉サービスの利用契約は、知的障害者本人と事業者の間で締結されていますが、このような仕組みでは、国及び地方公共団体の公的責任が明確でないばかりか、むしろその後退が進む懸念があります。障害福祉サービスの利用については、障害者本人及びその家族の意思決定を、国及び地方公共団体が責任をもって担保するべきです。

よって、国会及び政府においては、知的障害者が安心して暮らせる制度のさらなる充実のため、下記の事項について十分な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 知的障害者が、生涯を通じて24時間切れ目のない安心して快適に暮らせる入所

施設にするための新たな制度を創設し、グループホーム等の質を充実すること。

- 2 現行の障害支援区分を見直し、一人ひとりに寄り添った支援ができる仕組みとすること。
- 3 安心して継続的な支援が受けられる職員体制にすること。
- 4 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する事業者等に対しての責任を明確にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年2月22日

福岡県八女市議会

提出先 衆参両院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣